

【社会人学生の現状および社会人・他学部出身者の法学未修者教育の改革可能性について】

2020年12月8日
筑波大学法科大学院報告メモ

0 弊学の紹介（筑波大学法科大学院@文京区大塚（前東京教育大学、前東京師範学校跡地））

1990年 社会人を対象とした経営・政策科学研究科（現ビジネス科学研究科）に企業法学専攻設置
2005年 社会人を主たる対象とした、もっぱら平日夜間及び土曜日に開講する法科大学院設置

(1) 入学定員数：36名（未修者コース26名、既修者コース10名程度）

*令和2年度（平成31年度）入学者の状況：

平均年齢43歳（同）、法学部出身者19名（15名）・他学部出身者27名（33名）
（専任教員数12名：研究者教員8名、実務家教員4名）

(2) 現状：在籍者117名、休学者20名、長期履修者23名（うち未修21名、既修2名）

→主な出身大学：中央大学22名、早稲田大学14名、慶應義塾大学13名、東京大学8名、筑波大学6名*、日本大学5名（一橋大学・神戸大学・学習院大学・東北大学・法政大学・明治大学各3名、お茶の水女子大学・埼玉大学・上智大学・立命館大学・大阪大学各2名ほか）

【在籍者・職種別人数】

サービス・流通	28
官庁・公共団体	20
建設・製造	18
金融・不動産	13
通信・マスコミ	10
法律事務所	6
医療	3
教育	2
公認会計士	2
その他	15

【在籍者・主な出身学部別】（令和2年度）

未修者出身学部	人数	%
法学部	36	37.5%
経済学部	9	9.4%
文学部	8	8.3%
工学部、理学部、理工学部	各7	
医学部、商学部	各4	
教養学部	3	
その他文系学部・総合学部	各1	

（既修者コースの法学部出身者は、57.1%）

*筑波大学における法学士課程は、社会学類（定員80名中）の法学主専攻者が相当するが、同法科大学院に法学主専攻現役生が入学したことは未だない（学士課程との連関はない）。

(3) 修了生の状況：（例）平成29年度入学・修了生27名

うち・司法試験合格9名（未修7）⇒司法修習中2名、弁護士1名、現職継続6名
・現職継続（上記以外）17名
・その他1名

Cf. 令和元年司法試験：合格者数18名（10名）、合格率23.4%（13.2%）（全国29.1（24.7%））

うち未修：合格者数12名（9名）、合格率19.7%（13.8%）（全国平均15.6%（15.5%））

I 現状：夜間コースの筑波大学法科大学院の実態（昼間コースの法科大学院との相違点）

(1) 社会人学生には、空きコマ・自由な学習時間がほとんどない。（別紙1参照）

— 平日夜間＋土曜での授業時間割設定の困難さ・補助教員ゼミ等参加の余裕なさ

【夜間コースの授業コマ枠】（平日9時～5時の平均的勤務形態を想定）

平日月曜から金曜の夜：1日1科目：75分×2コマ（夜18時20分～21時）

土曜日中は連続2～4科目：75分×最大8コマ（朝10時20分～最大夜20時40分）

- ・自習は、月曜から土曜の出勤前・帰宅後寝るまでの間と日曜（日曜も、各自、休日として家事や育児など家族サービスにも努めたうえで、自己の学習の調整が可能）
 - ・仕事の就業時間の兼ね合いや残業、出張、繁忙期が不断に生じるため、本人が通学に向けて努力しても、そもそも日々の授業に遅刻や欠席が結構生じてしまう。
- また、繁忙期が長期になってくると、本人が望まなくとも、仕事の都合で休学をせざるを得なくなり、また2年以上の転勤になると退学せざるを得ない場合が少なくない。
- ・自主ゼミや補助教員のゼミを入れる余裕は基本的にはない。弊学では、自主ゼミや補助教員によるゼミへの参加は、希少な自習時間を削ってようやく受講をしている状況にあり、仕事の状況によっては、まったく受講する時間のない学生もいる。

(2) 社会人学生にとっては、年間を通じて、自由な学習時間が圧倒的に少ない。

平日は1日あたり基本1科目しか授業時間を取れないため、昼間コースと同様の年間単位数を学生が取得できるような科目配置には、夏や冬の休暇期間を短くする必要がある。

	弊学	他大例
2単位科目	75分×2×10週（7モジュール） （1単位科目75分×2×5週）	105分×13週（2学期制）
前期	4月1日～9月30日（4モジュール）	4月1日～7月22日
夏期休暇	8月9日～15日（7日間）	7月23日～9月24日（約60日間）
後期	10月1日～2月6日（3モジュール）	9月25日～1月29日
冬期休暇	12月29日～1月4日（5日間）	12月25日～1月13日（20日間）
春期休暇*	2月7日～3月31日	1月30日～3月31日

（*弊学の有職者学生は、大学が春期休暇中も、日中仕事を継続している点に留意されたい。）

(3) 学びたい選択科目の授業単位数が少ない上に、他の科目を多数取得する負担が重い。

- ① 仕事の都合で長期履修になったり休学・復学を繰り返さざるを得なかったりする学生が、時間割上法律基本科目の同時限での重複を避けながらかつ少しずつでも単位を取得できるよう、弊学の基礎法学・隣接科目すべてや展開・先端科目の大半は、1科目1単位科目として細切れに設定し、法律基本科目の合間に重ねて設置せざるを得ない。基礎法学・隣接科目は、弊学の場合、4単位修得するには、4分野学ぶ必要がある。
- ② 教員が、他大での教育経験かつ横並びの外部評価に留意し、1単位の科目でも、教育効果を最大化するべく、2単位もの相当の資料や内容を供したり、期末試験・試験時間を

課したりするため、弊学の学生には、選択科目の学習が一層過剰負担となっている。

→選択肢が少ない割には修得すべき選択科目の種類が増え、しかも1単位でも内容負担があまり軽減されていないため、**基本法律科目の勉強時間の振り分けや修得が、自習時間がもとよりない中で、一層難しくなっている。**

(4) 司法試験受験選択科目についても、1分野最大で3単位の用意しかできない。

基本法律科目（実務基礎系含む）以外では、小規模校で、1分野につき多くの単位数を用意できない中、時間割の枠の少なさからも、司法試験の受験選択科目に相当する分野ですら、**最大で3単位（基礎2単位、演習1単位）しか用意できない。**

**他大例：「経済法Ⅰ」「経済法Ⅱ」「経済法演習」「国際経済法(隔年)」、2単位×4科目
経済法選択者は13単位中**最大8単位**を経済法関連科目のみで埋めることが可能。**

弊学：「経済法」2単位・「経済法演習」1単位の、3単位2科目のみ

経済法選択者は、なお5単位分の授業内容を自学自習で埋める必要があるうえ、他大に比べ、他の科目（受験科目ではないので演習を避けると、倒産法2単位、税法2単位、消費者法1単位や他の発展・展開科目等）をさらに履修する必要がある。

→法科大学院制度が「多様な知識を持つ法曹養成」として**通常要求している程度を越えて弊学の学生は多くの他分野や隣接分野を学ぶことが必須になってしまっており、法律基本科目の期末試験および司法試験のための学習時間確保につき、昼間コースの学生と比べ、基本法律科目等の自学自習時間が一層取れず、いびつな状況**にある。

Ⅱ 平成26年通知「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について」がまったく活用されていない実態について

実務経験を有する者の展開・先端科目の取扱いについては、「**2～4単位を目途として法律基本科目に代替できる**」となっているが、まったく活用できていない。

学生からすると、例えば他学部出身の税理士ならば、**実務経験のある税「法」関連科目こそ、法科大学院で司法試験選択科目の「得意」科目として「理論」的にしっかり勉強して学内での成績GPAにも生かしたいので、むしろ、あればあるだけ積極的に履修したい科目群であるのに、既修得単位とされて免除されてもほとんど意味がなく、そうであれば、他の新しい展開・先端科目や選択科目を修得する必要性を減免して、未修者が、既修者に比べて遅れておりかつ充実させたいと考えている基本法律科目群の学習に、少しでも集中できるようにして頂くことにこそ意味**があるというのが、率直な意見である。

参考：修了所要単位数 93単位以上

うち **必修 計71単位**

- ① 法律基本科目群の実定法基礎科目 38単位
- ② 法律基本科目群の実定法発展科目 24単位
- ③ 法律実務基礎科目群の法務基礎科目 3単位
- ④ 法律実務基礎科目群の法務展開科目 6単位

選択 計22単位

- ⑤ 法律実務基礎科目群の法務展開科目の選択必修科目から 1単位以上
- ⑥ 法律実務基礎科目群の法務臨床科目の選択必修科目から 4単位以上
- ⑦ **基礎法学・隣接科目群の選択必修科目から 4単位以上**
- ⑧ **展開・先端科目群の選択必修科目のうちから 13単位以上**

Ⅲ 考えられる1対応策

他学部出身者および社会人(経験者)については、それぞれすでに有していると思われる多様なバックグラウンドの知識を何か評価できないか。

(1) 検討理由について

- ① 3+2コースなど現役の法学部出身者で法学既修者コースの学生については、学士課程で法学以外の専門科目を履修する余裕がほとんどないまま法科大学院に進学してくるため、法科大学院においてもなお、法学以外の専門的「知識」を学んで身につける必要があると思われるが、他学部出身者あるいは社会人は、法学以外の専門を法科大学院にて新しくかつ現役法学部出身者と同じだけ学ばずとも、学士の3年以上の課程や社会人で3年以上働く中で、すでに法学以外の多様かつ最先端の専門的知識を何かしら身につけていると思われる。(社会人学生は、在学中すら平行して社会人としての経験を続けている。)
- ② 隣接科目や展開・先端科目の幅広い科目群は、各法科大学院のカリキュラムの有限性や法学中心にしか学んでいない学生の事情の下に、例示代表的でかつ法学に親和性のある周辺領域から設置しているにすぎないとすれば、これらの設置科目に限る必要はない。
- ③ 法学以外の各種の専門を学んだ他学部出身者や最先端の社会実務経験や技術等を身につけている社会人については、すでに他の専門的・発展的な知識を相当に修得しており、隣接科目や展開・先端科目などとして何単位か一括で既修得単位として認めても、法科大学院の理念たる「多様な教養を持つ法曹の育成」という趣旨にも何ら反しないと思われる。
- ④ 他学部出身の法学未修者や社会人が法科大学院に入学し、法律基本科目の学びにより集中できる環境づくりや、法学補習ゼミ参加や法学自習時間の捻出がより可能となる。

(2) 具体例：例えば、隣接科目と展開・先端科目の単位数に関し、いくつかの単位を一括認定し、既修得単位として認められないか。

- ・他学部出身の純粋法学未修者の場合 → 隣接法律科目として
- ・他学部出身者で社会人の場合 → 隣接法律科目および展開・先端科目として
- ・法学部出身の社会人の場合 → 展開・先端科目として

1. 基礎法学・隣接科目群のうち

他学部学士課程での専門科目の修得単位(80単位程度)から、科目を特定せずに、定型的に一括して何単位かを既修得評価にできないか。例えば以下のような科目が各大学の各学部の専門科目として修得していることが想定されうる。

【例】経営学部出身者は、経営学、会計学、経済学

【例】医学部出身者は、法医学、衛生学、医事政策

【例】文学部出身者は、哲学、心理学、社会学、倫理学など

2. 展開・先端科目群のうち

社会人の場合、公務員で政策立案したり民間で金融実務をしていたり、理系出身者は情報系や知財関連または医療系などの専門職に従事していたりするので、何かしら学問の展開に関わる部分や先端部分について実務で学び続けている。

そうであれば、その実学的な知識や各種資格に基づく経験等を評価し、社会人には、展開・先端科目の何単位かを、既修得単位として一括認定できないか。

ただし、学士での専門課程が学部2年生～4年生の3年程度であることが一般だとすれば、社会人の実務経験も3年以上を最低要件とすることは考えられる。

筑波大学法科大学院時間割(2020年度)

未修1年次		月7時限	月8時限	火7時限	火8時限	水7時限	水8時限	木7時限	木8時限	金7時限	金8時限	土2時限	土3時限	土4時限	土5時限	土6時限	土7時限	土8時限											
春A 4/6~5/16				憲法Ⅱ	民法Ⅳ-1	刑法Ⅰ						民法Ⅰ	憲法Ⅰ-A	法曹実務基礎															
春B 5/18~6/20																													
春C 7/1~8/4				民法Ⅵ	法史学					民法Ⅳ-2		憲法Ⅰ-B	基礎ゼミⅡ																
夏季 8/5~9/30					公共政策				法哲学																				
秋A 10/1~11/4	民法Ⅱ			刑法Ⅱ	基礎ゼミⅢ	民法Ⅲ	英美法	民事訴訟法Ⅰ	刑事訴訟法Ⅰ	民法Ⅴ	民事訴訟法Ⅰ	刑事訴訟法Ⅰ																	
秋B 11/5~12/9					民事訴訟法Ⅰ																								
秋C 12/21~1/30					立法学																								

未修2年次		月7時限	月8時限	火7時限	火8時限	水7時限	水8時限	木7時限	木8時限	金7時限	金8時限	土2時限	土3時限	土4時限	土5時限	土6時限	土7時限	土8時限																
春A 4/6~5/16	商法Ⅰ			民事訴訟実務の基礎Ⅰ 環境法 国際取引法	国際私法	労働法 知的財産法 倒産法	要件事実論Ⅰ	刑事訴訟法Ⅱ	経済法	行政法Ⅰ																								
春B 5/18~6/20																																		
春C 7/1~8/4	租税法			民法Ⅶ		少年法	消費者法	商法Ⅱ	刑事訴訟実務の基礎Ⅰ																									
夏季 8/5~9/30																																		
秋A 10/1~11/4	行政法Ⅱ			国際公法	商法Ⅲ	英文法律文書作成	法曹倫理Ⅱ(核)	憲法Ⅲ	民事訴訟法Ⅱ																									
秋B 11/5~12/9																																		
秋C 12/21~1/30																			要件事実論Ⅱ	EU法				法曹倫理Ⅱ(裁)										

未修3年次 既修2年次		月7時限	月8時限	火7時限	火8時限	水7時限	水8時限	木7時限	木8時限	金7時限	金8時限	土2時限	土3時限	土4時限	土5時限	土6時限	土7時限	土8時限
春A 4/6~5/16	行政法Ⅲ 行政法Ⅲ-1(春A) 行政法Ⅲ-2(春B)			環境法 国際取引法	民事執行・保全法	倒産法	刑事訴訟実務の基礎Ⅱ	刑事訴訟法総合演習										
春B 5/18~6/20																		
春C 7/1~8/4				憲法総合演習	刑法総合演習Ⅰ	国際私法演習	経済法演習	登記実務	労働法演習									
夏季 8/5~9/30	ロイヤリングⅠ			民事訴訟総合演習	ロイヤリングⅡ	知的財産法演習	刑法総合演習Ⅱ											
秋A 10/1~11/4	企業法務				金融法(秋A) 政策法務(夏季・秋A・秋B)	倒産法演習	行政法総合演習	地方自治										
秋B 11/5~12/9								金融商品取引法										

基礎法学・隣接科目群 *

授業科目	単位	履修年次	開講学期	曜時限
法哲学	1	1	夏季	金7・8
英美法	1	1	秋A	金7・8
EU法	1	2	秋C	火7・8
法史学	1	1	春C	水7・8
公共政策	1	1	夏季	水7・8
立法学	1	1	秋C	木7・8

* 弊学の学生は、この中から、4科目以上取得する必要がある。

** 展開先端科目についても、大半は1単位科目であり、その中で13単位以上取得する必要がある。

展開・先端科目群**

授業科目	単位	履修年次	開講学期	曜時限
知的財産法	2	2	春A・B	木7・8
倒産法	2	2	春A・B	木7・8
国際取引法	2	2	春A・B	火7・8
国際私法	2	2	春A・B	水7・8
経済法	2	2	春A・B	土2・3
租税法	2	2	春C・夏	月7・8
労働法	2	2	春A・B	木7・8
環境法	2	2	春A・B	火7・8
金融法	1	3	秋A	水7・8
国際公法	2	2	秋A・B	火7・8
地方自治	1	3	秋A	土2・3
金融商品取引法	1	3	秋B	土2・3

授業科目	単位	履修年次	開講学期	曜時限
消費者法	1	2	春C	金7・8
倒産法演習	1	3	秋A	木7・8
経済法演習	1	3	春C	金7・8
労働法演習	1	3	春C	土4・5
知的財産法演習	1	3	夏季	木7・8
英文法律文書作成	1	2	秋B	木7・8
企業法務	1	3	秋A	月7・8
刑事政策	1	2	秋A	土2・3
少年法	1	2	春C	木7・8
自治体法務	1	3	春A・B	土6
民事執行・保全法	1	3	春A	水7・8
国際私法演習	1	3	春C	木7・8